

注意事項

- ・補助制度の内容（手続き、補助金額、補助対象となる要件等）については、各市町村で異なる場合がありますのでお問い合わせください。
- ・昭和56年以前に建てられた木造戸建て住宅については、別途要件があるのでお問い合わせください。
- ・補助金交付決定前にリフォーム工事を実施した場合は補助の対象になりません。

お問い合わせ先

お住まいの市町村または
建築担当部署のある県土木事務所(別府・大分・臼杵・豊後大野・日田・中津)まで

●各市町村の申請窓口（空欄は実施予定なし）

令和6年4月1日現在

市町村名	電話番号	子育て支援型	三世代同居支援型	高齢者バリアフリー型
大分市	097-585-6012	住宅課	住宅課	住宅課
別府市	0977-21-1111	子育て支援課	子育て支援課	高齢者福祉課
中津市	0979-22-1111	子育て支援課	子育て支援課	介護長寿課
日田市	0973-22-8226	建築住宅課	建築住宅課	建築住宅課
佐伯市	0972-22-3111	こども福祉課	建築住宅課	高齢者福祉課
臼杵市	0972-63-1111	都市デザイン課	都市デザイン課	都市デザイン課
津久見市	0972-82-4111	まちづくり課	まちづくり課	まちづくり課
竹田市	0974-63-1111	建設課	建設課	高齢者福祉課
豊後高田市	0978-25-6392	地域活力創造課	地域活力創造課	地域活力創造課
杵築市	0978-62-1811	建設課	建設課	
宇佐市	0978-32-1111	子育て支援課	子育て支援課	介護保険課
豊後大野市	0974-22-1001	子育て支援課	子育て支援課	高齢者福祉課
由布市	097-582-1111			高齢者支援課
国東市	0978-72-1111	子育て支援課	子育て支援課	高齢者支援課
姫島村	0978-87-2283	建設課	建設課	建設課
日出町	0977-73-3172	都市建設課	都市建設課	都市建設課
九重町	0973-76-2111	子育て支援課		健康福祉課
玖珠町	0973-72-7163	建設水道課	建設水道課	建設水道課

地震

に対する備えは大丈夫ですか？

大分県と市町村では、**昭和56年5月以前に着工された住宅**の、耐震診断や耐震改修に係る費用に対して補助を行っています。

*リフォームと耐震改修を一緒にすることで、別々にする場合よりも工期を短く、費用も抑えられる場合があります。

また、平成12年5月以前に着工された住宅に対しては、**無料**でご自宅に伺い、簡易診断や相談をお受けする「**耐震アドバイザー派遣制度**」も実施しております。

大分県建築住宅課指導審査班 TEL. 097-506-4679

大分県・市町村による 子育て・高齢者世帯向け 住宅リフォーム支援制度 ご案内

子育て支援型



- ✓ 18歳未満の子どもがいる世帯
- ✓ 世帯の所得合計が600万円未満
- ✓ 対象工事は子どものための改修工事
(子ども部屋・浴室・トイレ・テラス・クローズ・近居支援等)
- ✓ その他要件あり

高齢者バリアフリー型



- ✓ 65歳以上の高齢者がいる世帯
- ✓ 世帯の所得合計が350万円未満
- ✓ 対象工事は高齢者のための改修工事
(寝室・浴室・トイレ等)
- ✓ その他要件あり

対象工事費の**20%** 最大**40万円** 補助

但し、**高齢者バリアフリー型** のみ場合は最大**30万円**補助

新設

子育て支援型と三世代同居支援型のみ

子どもが3人以上の世帯にはさらに補助上限額**10万円**上乗せ

三世代同居支援型

- ✓ 18歳未満の子どもがいる
3世代が暮らす世帯(予定含む)
- ✓ 世帯の所得は問わない
- ✓ 対象工事は「玄関」「浴室」「トイレ」
「キッチン」を増設する工事
- ✓ 改修も可！ **拡充**
- ✓ その他要件あり



対象工事費の**50%**

最大**75万円**
補助

増設・増築
改修も可

市町村によっては上乗せあり

対象工事例は裏面をご覧ください。

HPはこちらから



大分県土木建築部建築住宅課企画調査班 TEL.097-506-4677

子育て支援型

子育て世帯の住環境向上を図るための改修工事



対象工事（例）

●対面キッチンへの工事

対面キッチンへ改修することで、子どもを見守りやすくする。



●トイレ改修

和便器を洋便器に改修することで、子どもが使いやすくする。



高齢者バリアフリー型

高齢者の暮らしの安全確保を図るための改修工事



対象工事（例）

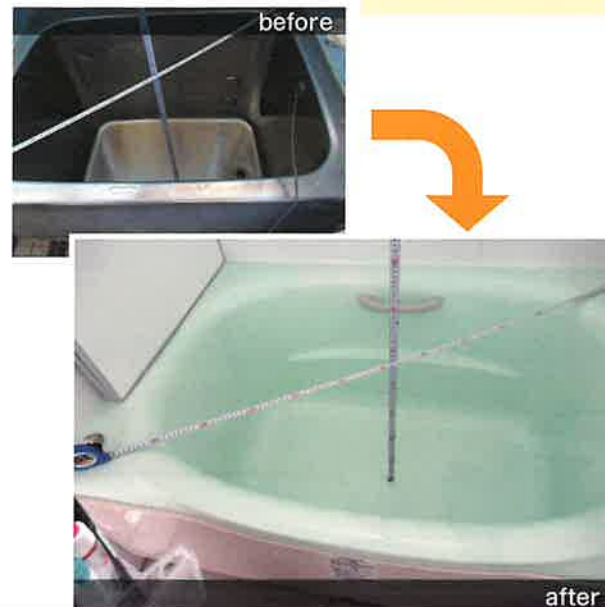
●床の段差解消工事や手すりの設置

つまづき等による転倒を防止し、高齢者の安全につなげる。



●浴室、洗面所改修工事

滑りやすいタイル張りの床から滑りにくい床材にすることや浴槽を浅くすることで高齢者の安全につなげる。



三世代同居支援型

三世代同居による子育て及び世代間支援のための改修工事



必ず行わなければならない工事

①玄関、②トイレ、③浴室、④キッチンの4つの部位のうち1部位以上を改修または増設する工事

改修前

- ①玄関 1
- ②トイレ 1
- ③浴室 1
- ④キッチン 1

既存まま

既存まま

既存まま

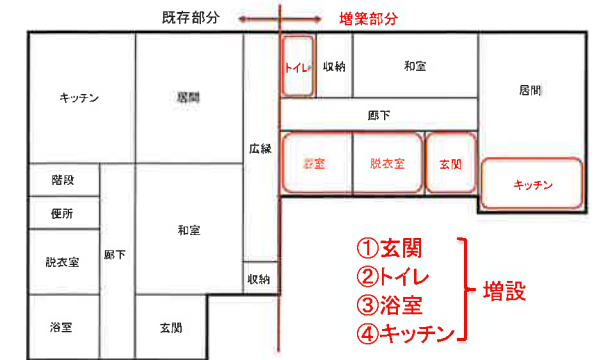
改修・増設・増築

改修後

- ①玄関 1
- ②トイレ 1
- ③浴室 1
- ④キッチン 1or2

対象工事（例）

三世代同居においてキッチン等を増設することで、子育て世代・祖父母世帯がそれぞれの居住空間を確保しつつ、必要に応じて相互支援を行うことができる。



※ どれか1部位でも改修または増設すれば補助対象となります！

省エネ工事について

窓・外壁・屋根等の断熱化に係る省エネ改修工事は、子育て支援型・高齢者バリアフリー型・三世代同居支援型対象工事と一緒にする場合、補助対象となります。